

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 4 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ チバコウギョウ  
 株式会社 千葉工業

住所 〒639-0252 奈良県香芝市穴虫3254番地の5

代表者氏名 フリガナ ダイヒヨウトリシマリヤク  
 代表取締役 千葉 好倫 チバ ヨシノリ

電話番号 0745-71-3755

FAX番号 0745-71-3735

メールアドレス koujibu@chibakogyo.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 5年 4月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 千葉工業

住 所 〒639-0252

奈良県香芝市穴虫3254番地の5  
代表者 氏名 千葉 好倫



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 チバ ヨシノリ 千葉 好倫	
取締役 チバ タダタカ 千葉 忠隆	
取締役 チバ ユキヒロ 千葉 之裕	
監査役 チバ トミコ 千葉 登美子	
事業の範囲	土木工事業・管工事業・水道施設工事業・ほ装工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 千葉工業
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 639-0252 住所 奈良県香芝市穴虫3254番地の5  電話番号 0745-71-3755 FAX番号 0745-71-3735 メールアドレス koujibu@chibakogyo.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
千葉 好倫	第78799号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 別表（水道法施行規則第18条関係）

## 機械器具調書

令和5年 4月 日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	電動デルタカッター エンジンカッター チューブカッター ガス溶断器 サンダー 金切のこ 塩ビカッター	REX250-300 KZ-300 5~67mm YR-70 6 スーパーソー VK-50	1 5 10 1 6 20 15	
管の加工用の機械器具	パイプネジ切器 チェンバイス 電動穿孔機 手動穿孔機 やすり	13~20 φ 25~50 φ 50~75 φ 75~100 φ  13~50 φ 13~40 φ 300平型	2 2 2 1 2 1 3 4	
管の接合用の機械器具	トーチランプ パイプレンチ トルクレンチ ポンプレンチ インパクトレンチ	(ガス) PU900	11 12 5 2 2	
水圧テストポンプ	電動水圧ポンプ 手動水圧ポンプ	40kg/cm <sup>2</sup> テスト可 T-50	1 4	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 5年 4月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 千葉工業

住 所 奈良県香芝市穴虫3254番地の5

代表者 氏名 代表取締役 千葉 好倫



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

奈良県香芝市穴虫3254番地の5  
株式会社千葉工業

会社法人等番号	1500-01-013064	
商 号	株式会社千葉工業	
本 店	<u>奈良県北葛城郡王寺町本町四丁目13番5号</u>	
	奈良県香芝市穴虫3254番地の5	平成16年12月20日移転
		平成17年 2月 2日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成10年1月8日	
目的	1. 土木工事業 2. 建築工事業 3. 管工事業 4. 水道施設工事業 5. ほ装工事業 6. 宅地建物取引業 7. 産業廃棄物収集運搬業 8. 宅地造成開発工事の設計施工業 9. 重機・機械のリース業 10. 前各号に附帯する一切の業務 平成22年11月29日変更 平成22年12月21日登記	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記	
資本金の額	金2000万円	平成30年 8月 7日変更
		平成30年 8月 21日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない	

奈良県香芝市穴虫3254番地の5  
株式会社千葉工業

役員に関する事項	取締役 千葉忠隆	平成28年11月25日重任 ----- 平成28年12月 2日登記
	取締役 千葉好倫	平成28年11月25日重任 ----- 平成28年12月 2日登記
	取締役 千葉之裕	平成28年11月25日重任 ----- 平成28年12月 2日登記
	奈良県香芝市穴虫3254番地の5 代表取締役 千葉好倫	平成28年11月25日重任 ----- 平成28年12月 2日登記
	監査役 千葉登美子	平成28年11月25日重任 ----- 平成28年12月 2日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	----- 平成28年12月 2日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成15年 5月26日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。  
(奈良地方法務局管轄)

令和 5年 4月11日  
奈良地方法務局葛城支局  
登記官

畑 尚 江



# 株式会社千葉工業 定款

平成 10 年 1 月 8 日公証人認証  
平成 18 年 11 月 27 日変更（第 21 条）  
平成 22 年 11 月 29 日変更（第 2 条）

# 定 款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (商 号)

当会社は、株式会社千葉工業と称する。

### 第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事業
2. 建築工事業
3. 管工事業
4. 水道施設工事業
5. ほ装工事業
6. 宅地建物取引業
7. 産業廃棄物収集運搬業
8. 宅地造成開発工事の設計施工業
9. 重機・機械のリース業
10. 前各号に附帯する一切の業務

### 第 3 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を奈良県香芝市に置く。

### 第 4 条 (公告方法)

当会社の公告は、官報に掲載してする。

## 第 2 章 株 式

### 第 5 条 (発行する株式の総数)

当会社の発行する株式の総数は 800 株とし、その株式はすべて額面株式とする。

### 第 6 条 (額面株式の 1 株の金額)

当会社の発行する額面株式の 1 株の金額は、金 5 万円とする。

### 第 7 条 (株式の記名式、株券の種類)

当会社の発行する株券は、すべて記名式とし、株券の種類は、1 株券、10 株

券、50株券、及び100株券の四種類とする。

② 当会社の端株については、端株券を発行しない。

#### 第 8 条（株券不所持の申出）

株主がその株式につき株券の所持を欲しない旨の申出をするときは、申出書に株券を添えて提出しなければならない。

ただし、新たに発行される株式につき株券の所持を欲しない旨を申し出る場合には株券の添付を要しない。

② 株券の不所持の申出をした株主が株券の発行または返還を請求するには、その旨の請求書を提出しなければならない。

#### 第 9 条（株式の譲渡制限に関する規定）

当会社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない。

#### 第 10 条（名義書換）

当会社の株式につき名義書換を請求するには、請求書に株券を添えて提出しなければならない。

ただし、譲渡以外の理由により株式の名義書換を請求するには、株券のほかにその原因を証する書面を提出しなければならない。

#### 第 11 条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

その登録または表示の抹消についても同様とする。

#### 第 12 条（株券等の再発行）

株券の再発行を請求するときは、請求書に次の書類を添えて提出しなければならない。

1. 株券の喪失による場合には、除権判決の正本または謄本
2. 株券の分割、併合または汚損等による場合はその株券

#### 第 13 条（手数料）

前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

#### 第 14 条（株主名簿の閉鎖）

当会社は、毎決算期の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

② 前項の場合のほか、株主または質権者として権利行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、または基準日を定めることができる。この場合には、その期間または基準日を2週間前に広告するものとする。

#### 第 15 条 (株主の住所等の届出)

当会社の株主、端株原簿に記載された端株主及び登録された質権者またはその法定代理人若しくは代表者は、当会社の定める書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

届出事項に変更を生じた時も、その事項につき同様とする。

### 第3章 株 主 総 会

#### 第 16 条 (株主総会の招集)

当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に隨時これを招集する。

#### 第 17 条 (議 長)

株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長の事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たり、取締役に事故ある時は、出席株主中から選任された者がこれに代わる。

#### 第 18 条 (決 議)

株主総会の決議は、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

ただし、法令またはこの定款に別段の定めによるべき場合はこの限りでない。

### 第4章 取締役、監査役及び取締役会

#### 第 19 条 (取締役及び監査役の員数)

当会社の取締役は3名以上5名以内、監査役は1名以上2名以内とする。

#### 第 20 条 (取締役及び監査役の選任)

当会社の取締役及び監査役は、株主総会において発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によつて選任する。

② 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

#### 第 21 条（取締役及び監査役の任期）

取締役の任期は、就任後 10 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結に至るまでとする。

② 監査役の任期は、就任後 10 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結に至るまでとする。

③ 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とし、また補欠により選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第 22 条（役員の欠員）

取締役または監査役中に欠員が生じたときは、法定の員数を欠かない限りその補欠選任を延期しまたは行なわなくてもよい。

#### 第 23 条（取締役会の招集）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役に対し会日の 3 日前に発するものとする。

② 取締役全員の同意ありたるときは、招集の通知を省略して取締役会を開くことができる。

#### 第 24 条（代表取締役及び役付取締役）

当会社は、取締役会の決議により、取締役社長 1 名を定め、また必要に応じて、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名をおくことができる。

② 取締役社長は当会社を代表する。

③ 取締役社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

#### 第 25 条（業務執行）

取締役社長は当会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役は取締社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

## 第5章 計 算

### 第 26 条（営業年度）

当会社の営業年度は年1期とし、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

### 第 27 条（中間配当）

取締役会の決議により、毎年3月末現在の株主名簿に記載された株主または質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をすることができる。

### 第 28 条（利益配当）

利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主または質権者に配当する。

この定款は現行の定款と相違ないことを証明いたします。

令和5年 4月 12日

奈良県香芝市穴虫 3254番地の5

株式会社千葉工業

代表取締役 千葉 好倫



第七八七九九号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 千葉好倫

昭和四十七年十月三十日生

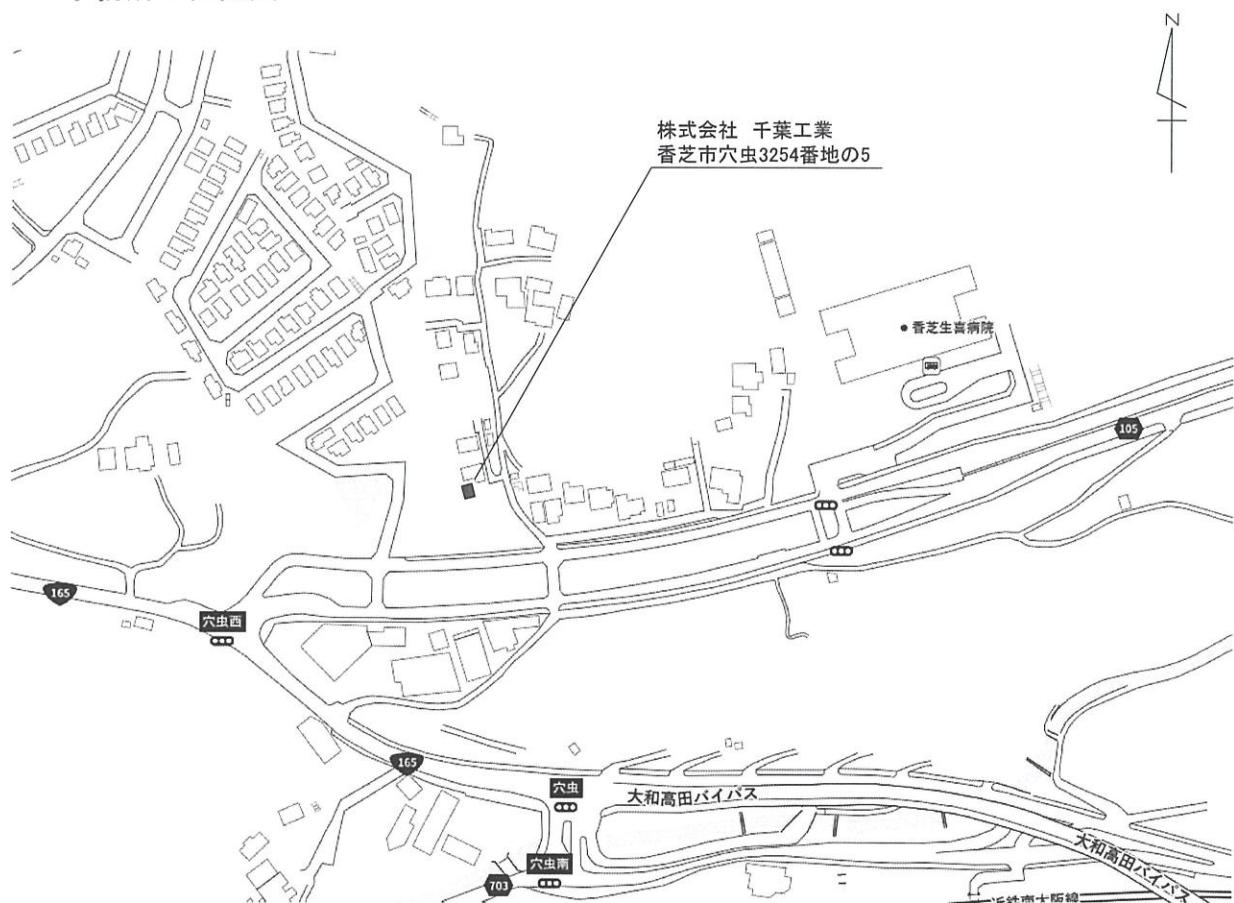
水道法(昭和三一年法律第二百七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成十年八月五日

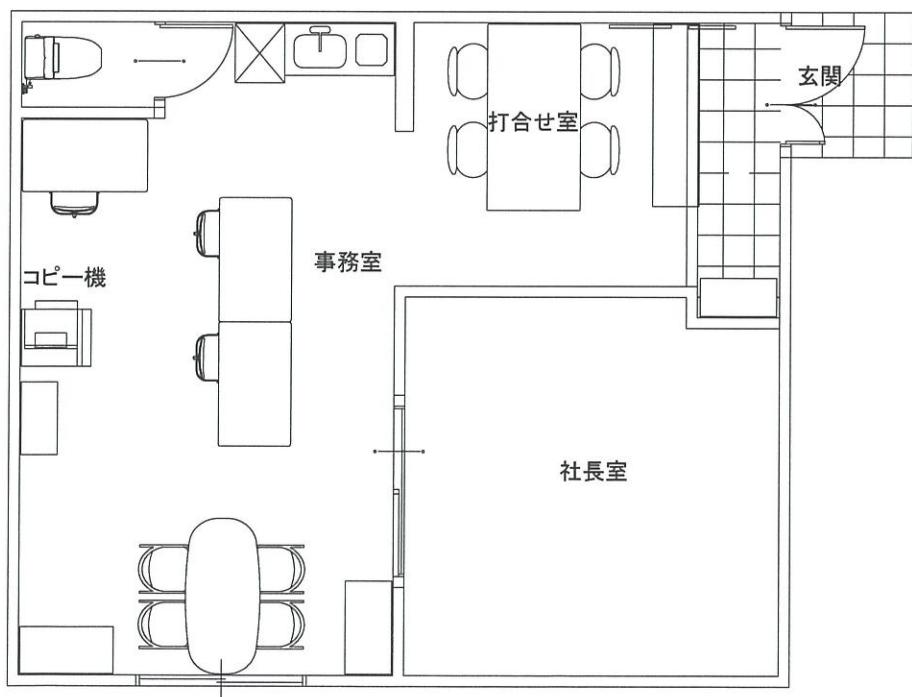
厚生大臣 宮下創



## 事務所の位置図



## 事務所の平面図



## 事務所の位置図



事務所の外観



事務所内



## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 5 年 4 月 日

申請者 氏名又は名称 カブシキガイシャ チバコウギョウ  
 株式会社 千葉工業

住所 〒639-0252 奈良県香芝市穴虫3254番地の5

代表者氏名 ダイヒヨウトリシマリヤク チバ ヨシノリ  
 代表取締役 千葉 好倫

電話番号 0745-71-3755

FAX番号 0745-71-3735

メールアドレス koujibu@chibakogyo.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 5年 4月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 千葉工業  
〒639-0252

住 所 奈良県香芝市穴虫3254番地の5  
代表者 氏名 千葉 好倫 印

選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の  
解 任 の届出  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	カブシキガイシャ チバコウギョウ 株式会社 千葉工業	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
チバ ヨシノリ 千葉 好倫	第 78799 号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第七八七九九号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 千葉好倫

昭和四十七年十月三十日生

水道法(昭和二年法律第二百七号)の  
規定により給水装置工事主任  
技術者免状を交付する。

平成十年八月五日

厚生大臣 宮下創平

